平成30年度第3回 北海道環境影響評価審議会

議事録

日 時:平成30年6月15日(金)14時開会

場 所:北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)2階1号会議室

1. 開 会

○事務局(武田主幹) 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第3回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中9名の委員の方の出席をいただいており、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨 拶

- ○事務局(武田主幹) それでは、審議会に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。
- ○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤でございます。

平成30年度第3回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を 申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。本日の議題についてですが、風力発電事業に係る配慮書1件と準備書2件でございます。このうち、寿都町風力発電事業計画の配慮書につきましては、本日、答申案についてご審議いただく予定としてございます。また、準備書の2件につきましては、二つとも新規の案件であり、1件は先週、もう1件は今週に準備書の送付があったばかりです。そのため、きょうは概要についてのみご説明したいと考えてございます。

非常にボリュームのある準備書が立て続けに2件ふえまして、委員の皆様には、大変ご 負担をおかけして恐縮でございますが、引き続き慎重なご審議をいただきますよう、よろ しくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局(武田主幹) それでは、お手元にお配りしました資料の確認をいたします。 資料は、会議次第、委員名簿、配席図が3枚で一つになっております。それから、資料

1-1はホチキス止めの15ページ物です。資料1-2はカラーコピー2枚物です。資料

1-3が2枚物です。資料1-4が1枚物です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、3件になります。

議事(1)は、2回目の審議となります(仮称)寿都町風力発電事業計画段階環境配慮 書についてです。事務局から2次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文 (案)たたき台の説明を行い、皆様の審議の時間と合わせて、45分程度を予定していま す。 議題(2)は、1回目の審議となる(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価準備 書についてです。事務局からの事業概要の説明、皆様の審議の時間と合わせ、30分程度 を予定しています。

議事(3)は、これも1回目の審議となります新苫前ウィンビラ発電所(仮称)環境影響評価準備書についてです。事務局からの概要説明、皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

3. 議事

○池田会長 本日もよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議 事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、岡村委員と玉田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日2回目の審議となります(仮称)寿都町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、2次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文(案)たたき 台の説明をお願いいたします。

〇事務局(植村主任) まず、資料1-1を使って、2次質問と2次回答の概略について ご説明させていただきたいと思います。

なお、従来、資料は、横長の様式だったのですけれども、今回から縦型の様式に変更しております。

まず、資料1-1の1ページをごらんください。

質問番号2-1です。

2次質問が3点ございまして、まず、①として、黒松内町民にとって原風景と言える具体的な根拠を示してほしいとの質問をしております。これは、当初、1次質問への回答で地域の住民にとっての原風景という記載がございましたので、その確認です。これに対して、黒松内町の自然体験等の学習に取り入れているということで、黒松内町の作開地区での風力発電に関しての認識については本町民同様の認識であると考えておりますとのことです。

次に、②として、配慮書の3ページには寿都町のことしか書いておりませんでしたので、 黒松内町としても本事業はどのように位置づけられているのかを記載すべきという質問を しております。これに対して、黒松内町で設置されているものも寿都町の町有地で設置さ れているため、寿都町に特化した記載としていました、ただ、方法書以降では、事業計画 区域に黒松内町の行政区域が入る場合は留意していきますとのことです。

それから、黒松内町側のメリットについても聞いております。これに対して、風力発電 設備の普及・啓発を行っていくことを検討しておりますとのことで、普及啓発事業のメリ ットがあるとのことです。

次に、③として、これまでの寿都町民及び黒松内町民に対する説明会の開催状況及び今後の予定を質問しております。これに対して、現時点ではこの配慮書についての説明会等は実施しておりません、ただ、今後、寿都町内の会場におきまして、寿都町と黒松内町の地域住民を対象とした説明会を開催する予定とのことです。

続きまして、2ページをごらんください。

質問番号2-3です。

2次質問の②ですが、今回の配慮書の質疑応答の中ではリプレースという記載がありますが、何をもってリプレースとして定義しているのか、また、既設の建てかえなのか新設なのか、本計画の全体像がよくわからないということで質問しております。これに対して、リプレースの定義としては、1として、廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するもの、2として、廃止予定の既存発電設備で使用していた送変電設備を利用するもの、3として、廃止予定の既存発電設備の設置場所と同一の場所または区域に設置するものとのことです。

それから、全体像については、この後に説明しますけれども、質問番号 2-7 の 2 次回答で、既設の町営発電所 1 1 基のリプレースのほか、新設 3 基程度を想定しておりますとのことです。

次に、質問番号2-5です。

2次質問の③として、前回はB案で想定区域を設定してそこでやっていくという説明がありましたが、A案とC案について、今後、貴町の施設を設置することはないのかを念押しで質問しております。これに対して、A案とC案でつくることはありませんとのことです。

続きまして、3ページをごらんください。

質問番号2-7です。

2次質問の①として、現行の既設風力発電所の苦情は特にないとのことですが、本計画は、最大で出力が現行の3倍、基数もふえる計画であり、影響は今とはかなり違ったものと考えられるが、現行と本計画の環境影響についてどう考えているのかという質問をしております。これに対して、現時点で想定される最大の導入量を記載しております、基数についてはリプレース11基プラス新設3基の全14基が最大とのことです。

その中で、新設部分については、現時点で系統連系枠が確保されている状況ではなく、 どうなるかはわからない、それから、リプレースに当たりましての基数についても現状の 基数を維持することと考えている、ただ、1基当たりの出力が大きくなった場合、基数は 減る予定とのことです。 それから、②として、現行の苦情はないという回答がありましたので、苦情はないと判断した客観的な理由を質問しております。これに対して、特にアンケートを実施しているわけではないので、数字的な根拠資料はないとのことです。ただ、これまでのいろいろな環境省の委託調査等において町内会長などに話を伺うと、苦情等はなく、地域住民に理解をいただいた上で導入されているという言葉をいただいているということで、そのような点も踏まえて苦情はないものと理解をしておりますとのことです。

次に、質問番号2-9です。

これは、1次回答の訂正でございます。1次回答で24基から14基という記載がありましたが、最大基数を誤っていたので修正しますとのことです。正しくは、2,000キロワットから3,500キロワット級が最大14基で、最大の設置基数は14基とのことです。

続きまして、4ページをごらんください。

質問番号2-15です。

既設の風力発電所の設置時期ですが、平成11年、平成15年、平成19年、平成23年と設置時期がばらばらですが、これをリプレースするということは古い風車から順にリプレースするのか、または、比較的新しい既設風車も含め、全部を撤去して建てかえるのか、既設風車と本計画の風車の更新計画や新設計画との関係がよくわからないので、教えてくださいという質問をしております。これに対して、基本として、経済性の観点から事業性が確保できると判断された風力発電設備から順次リプレースを行っていきたいと考えている、FIT価格の動向等によっては、残りのFIT買い取り期間を残した状態であってもリプレースを行う場合も想定される、今後、事業シミュレーション等を実施して、リプレースに対しての熟度を高め、方法書以降で具体的にお示しできると考えておりますとのことです。

続きまして、8ページをごらんください。

質問番号3-30です。

2次質問の②として、既設風車の近くに重要な自然環境のまとまりの場であるエゾイタヤーシナノキ群落があるが、それを改変する可能性はあるかについて質問しております。 これに対して、現地調査結果等により改めて分布の状況を確認の上、直接改変はしないよう事業を実施いたしますとのことです。

続きまして、11ページをごらんください。

質問番号4-2です。

2次質問の①では、既存の風太風力発電所の1号機から5号機について、福祉施設までの距離が近く、建設前で最大45デシベルであったものが、建設後は最大58デシベルと、13デシベル増加していることに触れております。質問番号2-4の1次回答で、今後、適切な離隔距離を置くよう十分配慮して検討するという回答がある一方、質問番号2-2の1次回答では、既設の町営風力発電所敷地の活用、リプレースにより既存施設の敷地の

中でつくるということで、できるだけ現況の環境を維持するという記載もあります。そこで、既存施設の敷地を利用した場合は依然として福祉施設からの距離が近く、適切な離隔距離を確保することができないのではないかという質問をしております。これに対して、福祉施設等に近い既設風車のリプレースにつきましては、今後の現地調査結果や住民意見を踏まえ検討していきますとのことです。

次に、質問番号4-4です。

騒音等の評価結果についてです。①として、この配慮書において定量的な予測を行っていない中で重大な環境影響が回避または低減できると断定的に「評価した。」とする表現は適切でないと思いますが、改めて見解を伺いますと質問をしております。これは、騒音以外の評価項目についても同様でしたので、この質問でお答えくださいとしています。これに対して、ご指摘のとおり、定量的な予測を行っていないので、「重大な環境影響が回避または低減される可能性があるものと評価した。」と改めますとのことです。

次に、②として、方法書以降について、事業計画の熟度に合わせ、留意事項にある環境保全措置等を反映した事業計画に基づき事業を進めるという認識でよろしいかということを聞いております。騒音以外の項目についても、同様の趣旨の1次質問をしておりましたので、ここであわせてお答えくださいとしております。これに対して、ご指摘のとおり事業を進めていきますとのことです。

最後になりますが、14ページをごらんください。

質問番号4-27です。

2次質問の②です。1次回答では、「風力発電設備のある光景が当然の風景となっていれば視覚的変化がないと予測する。」としていますが、既設風車より大型化、基数の増加、設置位置の変更の可能性があることを踏まえてもなお視覚的変化はないと断言できるのでしょうかと質問しております。これに対して、質問番号2-7の2次回答のとおり、リプレースに当たっての基数は現状基数の維持、もしくは、減るということで、このことを踏まえて視覚的な変化はないとしている、ただし、今後の現地調査及び景観シミュレーション等により視覚的変化が予想される場合は、風車の機種や適切な配置を検討することにより影響の低減に努める方針ということで、今後検討していきますとのことです。

以上が2次質問に対する回答の説明です。

続きまして、資料1-3により、関係町長の意見を紹介します。

まず、寿都町長の意見です。

総括的事項の(1)として、適切な方法により調査を行って、科学的知見に基づいて予測、評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることとあります。そして、(2)として、既設風車の撤去工事が想定されるということで、工事工程の工夫により、工事期間での効率的な実施を行い、環境影響を可能な限り低減するよう努めること。(3)として、住民等への積極的な情報提供や説明を行い、合意形成に努めること。(4)として、多数の住居があり、騒音及び超低周波音、風車の影による影響が想定されることから、十分に

住民等に協議を行うとともに、適切な方法により調査、予測、評価を行い、影響を回避または低減するよう努めること。(5)として、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化の影響について風車の配置検討に反映するなど、影響を回避または低減するよう努めることという5点の意見が出されております。

次に、黒松内町長の意見です。

4点ございまして、まず、(1)として、新たな事情が生じた場合は、項目や手法等を 見直すとともに、追加的に調査、予測、評価を行うなど適切に対応すること。(2)とし て、予測についてできる限り定量的な手法を用いること。(3)として、地域住民の理解 を得ること。(4)として、必要に応じて関係機関と十分に協議を行うことという4点の 意見が出されております。

関係町長の意見は以上です。

続きまして、資料1-4の配慮書に対する答申文(案)たたき台についてです。

簡単に概略を説明いたします。

まず、前文は、事業の規模と区域の概要を記載するということで、これまでのほかの案件と同じような書きぶりになっております。

中身といたしましては、最大出力4万9,000キロワット程度が最大14基ということで事業の規模を書いております。区域の状況については、区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林、また、多数の住居や福祉施設等がある、事業実施想定区域内で稼働している複数の町営風力発電所(11基)の状況を踏まえ、本事業による環境影響を回避または十分低減することとしております。

次に、1の総括的事項の(1)です。

今後の事業の進め方の留意点ということで、ほかの案件と同じような記載となっております。具体的には、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることとしております。

また、その過程において重大な環境影響を回避または十分低減できない場合は、事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避または低減することを求めております。

次に、(2)ですが、これは区域の設定の考え方に対するものです。

事業実施想定区域の設定に当たり、地域との合意形成、事業採算性などの事業特性や他民間事業者による風力発電計画等を勘案して複数案からの絞り込みを行ったとしているが、重大な環境影響を回避または低減する観点からの検討過程の説明が不十分となっているため、方法書ではその過程について理由を含めて具体的に記載することを求めております。

次に、(3)ですが、これは区域内の既設町営風力発電所と本事業との関係性に関する

ものです。

事業実施想定区域内では設置時期の異なる複数の既設町営風力発電所が稼働しているが、当該風力発電所の更新と本事業との関係が明らかにされておらず、本事業との累積的影響がどのように生じ、その結果、重大な環境影響が生じるおそれがあるかという観点からの検討がなされていないため、方法書においては、既設町営風力発電所と本事業の関係性、特に本事業において既設町営風力発電所の更新がどのように位置づけられるのかを明らかにした上で、既設町営風力発電所との累積的影響が生じるおそれがある場合は、関連する環境要素に係る累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めております。

次に、(4)ですが、既設町営風力発電所の撤去が行われる場合に対するものです。

本事業において、風車の設置に係る工事に加えて、既設町営風力発電所の風車の撤去工事が行われる場合は、工事工程の工夫により工事の集中を避けるなど、工事の実施に伴う環境影響を可能な限り低減することを求めております。

続きまして、2ページをごらんください。

(5)ですが、これは図書の公表や住民理解の促進についてでして、ほかの案件と同じような書きぶりとしております。

2の個別的事項についてです。

まず、(1)ですが、騒音等及び風車の影に対するものです。

書きぶりにつきましてはほかの案件とほぼ同じです。事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居や福祉施設等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあるため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避または十分に低減することを求めております。

次に、(2)ですが、動物に関するものです。

これもほかの案件と同じような書きぶりです。事業実施想定区域及びその周辺では、希 少鳥類等の生息情報があることから、専門家等からの助言を得ながら、これら鳥類の移動 経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクや生息環 境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の 配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めておりま す。

また、専門家等からの助言を得ながら、動物相を的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することも求めております。

次に、(3)ですが、植物及び生態系に関するものです。

書きぶりはほかの案件とほぼ同じです。事業実施想定区域には、自然度の高いエゾイタ ヤーシナノキ群落や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることか ら、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避ける ことなどにより影響を回避または十分に低減することを求めております。

また、専門家等からの助言を得ながら植物相を的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減すること、さらに、生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分低減することを求めております。

最後に、(4)ですが、景観についてです。

本配慮書では、主要な眺望点として、関係自治体や観光協会のホームページで紹介されている展望施設等を選定しているが、地域住民が日常生活上なれ親しんでいる場所を含め、他の施設や場所等についても利用実態等を把握した上で、必要に応じて主要な眺望点として選定すること、その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めております。

答申文(案) たたき台の説明については以上です。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○池田会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。
- ○河野委員 1点質問です。

寿都町が事業主体となるということですが、上がった利益は住民に還元されるのですか。 ○事務局(植村主任) 既存風力発電所の収益は町の予算に組み込まれており、住民に還元されております。

○河野委員 ということは、住民と一言で言っても、利益が還元される住民と利益が還元 されない住民が風車の近くにいることになりますね。

具体的に言うと、黒松内町の住民には利益は還元されないわけですが、寿都町の住民には還元されるということです。しかし、黒松内町内に風車が建つかもしれないし、建たなくても影響は出るかもしれないのです。ということは、一言で住民といっても質が違ってくるのではないかということです。

そこで気になったことについてです。

黒松内町長の意見には地域住民の理解を得ることと書かれていますが、これはきっと黒松内町内の住民を言っているのですよね。たたき台では住民等への積極的な情報提供や説明と書いていますが、ここは分けて書いたほうがいいのではないでしょうか。

例えば、「事業主体以外の住民への情報提供を積極的に進めるなど」、今すぐに思いつかないのですが、そういう文言を加えるというのはどうでしょうか。一くくりで住民等と

書いてしまうというのはどうかということです。

○事務局(植村主任) ただいまのお話は、総括的事項の(5)の住民等への積極的な情報提供や説明など、相互理解に努めることという部分についてですね。

今回設置されるかはわかりませんけれども、少なくとも寿都町と黒松内町が事業実施想 定区域に入っていますので、当然、寿都町民と黒松内町民に対して積極的に情報提供して 相互理解の促進に努めることという意味を込めて書いております

- ○河野委員 私の言わんとしていることはおわかりですよね。その意味がここに入るかど うかが少し心配なのです。これではほかの案件と同じ書きぶりですよね。
- ○事務局(竹澤課長) 何らかのメリットがある住民とない住民がいることに差をつける ことは逆によろしくないのかもしれません。というのは、影響を受ける対象として、住環 境への影響という意味では、科学的には同じく考えたほうがいいのではないか、逆に差を つけないほうがいいのではないかと考えております。
- ○河野委員 今のお答えも非常によく理解できます。例えば、寿都町民というのは、ある 意味、寿都町の事業主体の一部とも考えられますが、その場合はどうなのでしょうか。 突き詰めるとそういうことなのです。
- ○事務局(竹澤課長) あくまでも事業者は寿都町で、町民ではありません。やはり、町という組織が事業者で、町民自体ではないということで、差をつけるべきではないのではないかと思います。
- ○河野委員 わかりました。私は余りこういうことに明るくないので、疑問を投げかけた ということでした。

ほかの委員で詳しい方がおられたらお願いしたいと思います。

〇玉田委員 今のことではないのですが、資料1-3として寿都町長からの意見がついていました。今の河野委員の意見を踏まえますと、これは寿都町の事業なので、町が町に対してこの意見は何だろうなと思いました。

要するに、影響を回避または低減するよう努めることなど、町が町の事業に対して五つの意見をしていること自体、町の中でちゃんと調整がとれていないともとられかねないのですが、どう考えたらいいのでしょうか。

- ○事務局(竹澤課長) 私どもも最初は意見なしというものが来るかなと思っていました。 例えば、道でも、同じ行政機関の中で知事から知事へ意見を述べることはあります。環境知事が建設知事に意見を述べるなど、そういうことはあり得えまして、事業推進側の町長に対して環境側の町長が意見を言うということについては、逆に積極的に言ってくれたなと思っています。
- ○玉田委員 わかるのですけれども、縦割り行政の最たるものですね。逆に言えば、町の中でちゃんと調整をしなさい、町の事業なんだから町としてちゃんと調整しなさいというようなことは答申で言えないのか、または、言わなくていいのですか。
- ○事務局(武田主幹) 先ほど申しましたとおり、道の中でもあり得ることで、むしろ厳

しく自己規制を行っているとも考えられますので、困る必要はないかなと思います。

- ○池田会長 ということは、次の方法書において、これが反映されていないと問題だという理解でよろしいでしょうか。
- ○事務局(武田主幹) 町長からの意見は知事意見としてまとめていくことになりますけれども、当然、町の内部でもこういうことは遵守していくことになるのではないだろうかと思います。
- ○池田会長 そのほかはございませんか。
- ○岡村委員 答申文(案)たたき台の2ページの植物及び生態系についてです。

この配慮書は、侵略的外来種の拡大防止等に関する検討が全くなされておりません。

もう一つ、海浜植生がどういう状況になっているかも非常に重要なことだと思います。 そこで、図書の102ページと103ページを見たのですが、黄色く書いてあるところが 畑地なのか自然草原なのか、両方とも同じような色で区別がつかないのです。海浜の自然 草原であれば、全国的あるいは全道的に非常に少なくなっているわけですから、こういう ところで工事をするときにはいろいろ気をつけなければいけないのです。さらに、この辺 の海岸部には侵略的外来種がかなり入っていますし、そこで既設風車を撤去するわけで、 裸地もでき、外来種の侵入が考えられるので、次の段階でしっかり検討するようにと一言 加えるといいのではないかと思います。

- ○事務局(植村主任) 侵略的外来種の植物や海浜植生についてですが、配慮書の時点では改変場所もまだ決まっていないところです。方法書以降ではそういう意見をつけたケースもあったかと思うのですけれども、配慮書段階ではそこまでの意見はつけておりません。 ○岡村委員 エゾイタヤーシナノキ群落や保安林についてはしっかり意見をつけているわけですよね。同様に海浜植生も重要性が高いのではないかと思うので、次の段階でしっかり考えてもらうという意味でこの段階で言っておいたほうがいいのではないかと思います。
- ○事務局(武田主幹) 今のご意見についてですが、自然度の高いものを例示して保全を図るという表記にしています。例えば、109ページをごらんになっていただくと、ここでは自然草原も自然度が高いものとして上がってきておりますので、こちらを採用するということでいかがでしょうか。具体的な記述としては、エゾイタヤーシナノキ群落の部分を取り上げているところを自然草原に置きかえた表現にするということです。
- ○岡村委員 それでいいと思います。
- ○事務局(植村主任) それでは、自然度の高いエゾイタヤーシナノキ群落や自然草原、 保安林というような流れでよろしいでしょうか。
- ○岡村委員 どの辺で工事するかはわからないのですけれども、ここは海岸線が長いので、海岸の海浜植生に影響がないようにということで、自然度の高い海浜植生という言葉を入れたらより明確でいいかと思います。
- ○事務局(植村主任) 自然度の高いエゾイタヤーシナノキ群落や海浜植生などですか。

- ○岡村委員 あるかどうかはこの図面だけではわからないのですけれども、多分、これだけ長い海岸なので、少しはあるのかと思います。
- ○事務局(武田主幹) 111ページの地図をごらんください。

改めて見てみますと、自然草原と分類されているところが事業想定区域外になっています。ですから、事業地内に含まれる植生の状態を確認し、どういう表現がいいかの検討をさせていただけませんか。

○岡村委員 それで結構だと思います。

砂浜のような状況になっているので、ここには海浜植生は絶対あると思いますし、だから、ここでも自然植生に分類されていると思うのです。岩盤の磯の部分にちょこっとあるような感じですけれども、当然、砂浜にも植物が生えていて、海浜植物があるのではないかと思います。

ただ、私もよくわからないので、その辺は検討してもらえればと思います。

- ○事務局(竹澤課長) 表現につきましては検討させていただきたいと思います。
- 112ページの下から2行目でも、事業実施想定区域内には寿都湾に面した海岸には海浜植生が見られると書いておりますから、あることは間違いないと思います。
- ○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。
- ○玉田委員 先ほどの続きです。

答申文(案) たたき台の1の総括的事項の(5)の最初のパラグラフにインターネットの公開ということが書かれていて、二つ目の段落で、住民への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に努めることとあり、いつものとおりですが、ここに住民等だけではなく、関係する町内の関係部局ぐらいまで書き込んではどうですか。

要するに、相互理解がないからこういうことになってくるのです。町の中で事業を実施 しようとする部局と環境の問題を扱っている部局で調整がとれていないということだと思 うので、もっと踏み込んで書いてはどうでしょうか。

- ○事務局(竹澤課長) 実は、資料1-3の町長意見の頭紙の下に担当の係名が書いてあって、ここの係がこの事業を所管しており、同じでございます。
- ○玉田委員 露骨に書けないかもしれないけれども、余りにもお粗末だと思うのです。
- ○事務局(竹澤課長) 答申文や知事意見に盛り込むのではなく、今後、事務的に内部調整いただくように町には伝えようと思います。
- ○玉田委員 ただ、答申文(案)たたき台の(5)の趣旨からいうと、インターネットで公開しなさいということ、それから、住民等への相互理解を促進するということをうたっていますから、住民だけでなく、等に入るのかもしれないけれども、関係機関という言い方は余り露骨にならずに十分含ませることができると思うので、含みを持たせて答申文(案)をつくっておいて、別途、町に調整いただければいいのではないかと思います。

2ページの(5)の「住民等への積極的な情報提供や説明などにより」というところの「住民等」の後に、「関係機関」と入れればいいのではないかと思います。

- ○事務局(竹澤課長) それは「等」の中でも読み込めるかなと思いますので、それで理解していただきたいと思います。
- ○池田会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○河野委員 私も今の意見が出る前に、言おうかどうかと迷っていました。

私が言いたいのは、黒松内町長の意見についてで、関係機関と十分に協議を行うことと 書かれていますから、その文言を先ほどおっしゃった2ページ(5)を「今後の手続に当 たっては、関係機関と十分に協議を行うとともに、住民等への積極的な情報提供や説明な どにより」とすると文言としては特におかしくないと思いますが、いかがですか。

- ○事務局(竹澤課長) ご指摘を踏まえ、「住民」の後に「関係機関」を入れたいと思います。
- ○河野委員 それで結構です。
- ○池田会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○白木委員 配慮書の122ページ、123ページにある景観資源の概要についてですが、後志総合振興局が風力発電施設群を地域の良好な景観資源と指定しているわけですね。 私は道が風力発電施設をすぐれた景観として指定していると初めて知ったのですが、選定する要件というか、判断基準はどういったものなのでしょうか。
- ○事務局(武田主幹) 私たちも正確に経緯を調べたわけではないのですけれども、聞いたところによれば、地域からの申し出でリストアップしたもののようです。
- ○白木委員 では、寿都町が指定してほしいということなのですね。 それでは、選定したものに対して、道の規制など、義務的なものはあるのですか。
- ○事務局(武田主幹) このようなリストアップをしたというだけで、これによって何か の効力が生じるというものではありません。
- ○白木委員 道がいい景観だということで指定しているのですね。 ほかにこういった風力発電施設を指定しているところはあるのですか。
- ○事務局(武田主幹) ほかにも留萌管内でこういう例があるようです。
- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。
- ○岡村委員 先ほどの続きですが、たまたま120ページを見ていたら、先ほどの海岸部 分は、全部がすぐれた自然地域としてきれいに色が塗ってあります。

どういう決め方をしているかはわかりませんけれども、こういうところも予定地域に入っているということをしっかり書いて、対策をしっかりとるということが非常に大事ではないかと思います。

凡例が三つ書いてあって、自然公園地域、保安林、すぐれた自然地域とあって、海岸部 分が全部くくってあるのです。

○事務局(武田主幹) 116ページにすぐれた自然地域の説明があるのですけれども、 この地域で指定している要素は、植生ではなく、この地域に中規模海食崖が分布している ということでの指定になっています。

- ○岡村委員 それでは、そのあたりでいろいろなことをやれば、当然、すぐれた自然に影響を与えるということになりますよね。
- ○事務局(武田主幹) 失礼しました。今の説明を訂正します。
 - 211ページをごらんください。

すぐれた自然地域として歌棄海岸が挙げられておりまして、このあたりは寿都町の海岸 植生と良好な砂浜、砂丘が分布しているということになっています。

- ○岡村委員 そういうことであれば、早い段階から考えていかないと大きな問題になると 思います。
- ○事務局(武田主幹) ただ、配慮書の段階では、既存の文献から植生図を拾っているだけであり、今後、方法書に行くに従って現地調査を行い、影響を評価していくことになりますので、今後、精査されて、実際にどういう植生でどういう影響を与えるかを考えていくことになろうかと思います。
- ○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

では、私から、騒音と超低周波音、風車の影についてです。

今回、資料1-2で既存の風車と距離の図が新しく出てきているのですが、小学校や福祉施設に非常に近いのが気になります。既存の風車について、何も苦情が出ていない、良好だという評価をされているのですが、どうも余り客観的な評価にはなっていないという危惧があります。

実際、答申文(案)たたき台では、配慮書の段階としてはこういう書き方しかないと思うのですが、最新の知見で調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔することなどの措置を講じて影響を回避または十分に低減することという文章で終わっているのですね。これは、もっと思いっきり住居から離隔せよという形で終わらせたほうが効果はあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、予測、評価を実施するとともに、既存風車の影響を客観的に評価し、風車を住居等から十分に離隔することという形で終わらせることはできないでしょうか。

○事務局(竹澤課長) 確かに、ほかの案件とは違い、事業実施想定区域の中に福祉施設があり、今までの案件よりも区域の設定の仕方が住居に近いなど、かなり顕著ですので、 会長のご指摘のとおり、十分に離隔距離を確保するなど、強めに言い切るような表現に修正したいと思います。

表現については会長と相談させていただきたいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、いただいたご意見をもう一度確認したいと思います。

総括的事項の(5)の最後の文章について、「今後の手続に当たって、住民等への」という部分において、関係機関と十分に協議を行うという条件を加えた文章に修正すること、個別的事項の(1)について、福祉施設、住居等からの離隔距離を十分にとることを強調

した表現にすること、(3)の植物及び生態系で、自然度の高いエゾイタヤーシナノキ群落の文章のところを十分に海浜植生に配慮するという意味合いの文章に修正すること、以上でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長では、そのように検討させていただきます。

その他、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事(2)に移ります。

議事(2)ですが、本日1回目の審議となります(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境 影響評価準備書についてです。

事務局から事業概要について説明をお願いします。

○事務局(小峰主査) まず、本事業に係る手続の経過について触れたいと思います。

配慮書、方法書につきましては、当審議会でご審議をいただいて、平成28年12月に 配慮書に対する知事意見、それから、平成29年8月に方法書に対する知事意見を提出さ せていただいております。

これからご審議をいただきます準備書につきましては、6月5日に事業者から送付がありまして、同日付で事業者による縦覧が開始され、6月6日付で審議会への諮問をさせていただいたところです。

図書につきましては、先日、委員の皆様へお送りさせていただきましたけれども、まだお手元に届いたばかりというタイミングでのご審議となり、大変恐縮ですが、お手元にあります図書をごらんいただきながら、まずは事業の概要について説明をさせていただきたいと思います。

図書は2分冊に分かれておりますが、まず、2分冊の1からごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんください。

本事業の事業者は、東京都を所在地とします電源開発株式会社です。道内だけではなく、 全国各地で数多くの風力発電事業を実施されている事業者になります。

続きまして、3ページをごらんください。

発電所出力ですが、最大12万400キロワット、単機出力4,300キロワットの風車が28基設置される計画となっております。方法書段階では、発電所出力18万キロワット、単機出力3,600キロワットの風車が50基設置される計画でしたので、これと比べますと事業規模が縮小されたということになります。

続きまして、4ページをごらんください。

対象事業実施区域は上ノ国町の北西部に位置しています。次の5ページに区域図が掲載されていますが、赤色の実線で示されている範囲が準備書段階の対象事業実施区域で、面積は558.5~クタールです。赤色の点線で示されている範囲が方法書段階の対象事業実施区域になりまして、面積は約1,500~クタールでしたので、これと比べますと4割弱ほどに区域が縮小されたということになります。

区域の中には28基の風車の設置予定位置が黄色の丸印で示されています。このうちの 北東側の一番端の20番の風車の位置付近を見ますと、方法書段階の区域から一部拡張さ れている区域がありますが、その経緯などについては図書に記載が見当たりません。この 点につきましては1次質問で事業者側に確認したいと考えております。

また、区域外の北側に12個の白色の丸印で示されていますのは、同じ事業者が運営している上ノ国ウィンドファームの風車の設置位置でありまして、2,000キロワット級の風車が12基、計2万8,000キロワットの既設風力発電所で、平成26年3月から運転が開始されております。この既設風力発電所と今回の新設風力発電所の累積的影響の予測につきましては第10章に記載がありますので、後ほど説明させていただきたいと思います。

続きまして、55ページをごらんください。

大型資材の輸送経路ですが、こちらの図の赤色の実線で示されているルートとなっておりまして、北側の江差町にあります江差港で荷揚げした後に、海沿いの国道228号を南下して、区域北側の2カ所に通じる既設道路を利用して輸送する計画です。

続きまして、60ページをごらんください。

設置予定の風車の概要ですが、ローター径は130メートル、最大高さは150メートルとなっておりまして、これらの数値は方法書段階から特に変更はございません。

続きまして、62ページをごらんください。

方法書段階からの区域の絞り込みの経緯について表と次のページの図に示されております。

騒音及び超低周波音、風車の影に関する既設風力発電所との累積的影響を考慮しまして、 集落に近い北側の区域を除外するとともに、図の星印で示されておりますクマタカの営巣 地に近い区域を除外したとのことです。また、黒色の丸印の簡易水道の取水地点がある区 域を除外するとともに、斜線で示されております簡易水道の集水域と重なる区域をできる 限り除外し、風車設置ヤードの沈砂池の排水については集水域外に排水するようにすると のことでございます。

続きまして、95ページをごらんください。

動物の注目すべき生息地として対象事業実施区域の北側に天の川鳥獣保護区がありますが、区域の一部が保護区に重なっております。この点については、改変区域が保護区と重ならないか、1次質問で事業者側に確認したいと考えております。

続きまして、112ページをごらんください。

重要な自然環境のまとまりの場として対象事業実施区域の大部分が保安林の指定区域と 重なる状況となっております。

続きまして、129ページをごらんください。

保安林については先ほどご説明しましたが、対象事業実施区域の北側の区域が農業地域、 農用地区域の指定区域と重なる状況となっております。

続きまして、138ページをごらんください。

対象事業実施区域外の北側や西側に住居や学校、福祉施設などを含む集落が存在しております。区域から最寄りの住居までの距離につきましては、北側で約3.3キロメートル、西側で約1.5キロメートルとなっております。

ここからは、第10章の調査、予測、評価の結果に移ります。

300ページほど飛ばしまして、458ページをごらんください。

風車騒音の寄与値のコンター図が掲載されています。既設風車との累積的影響が予測されていて、4カ所の予測地点の中では、既設風車に近い北側のWN 2地点が比較的高い状況となっておりまして、40デシベルから45デシベルの範囲に入る状況となっております。

続きまして、466ページをごらんください。

風車騒音の予測結果でございますが、残留騒音 B に既設風車の寄与値 E を加えた現況値 F と、現況値 F にさらに新設風車の寄与値 A を加えた予測値 G を比較しますと、増加分は いずれの地点でも 1 デシベル以下となっておりまして、予測値は現況値に 5 デシベルを加えた指針値をいずれも下回る予測結果となっております。

続きまして、485ページをごらんください。

風車の超低周波音の寄与値のコンター図になります。既設風車との累積的影響を行っておりまして、いずれの地点も70デシベルから75デシベルの範囲に入る状況となっております。その前の484ページには風車の超低周波音の予測結果が示されていますが、実測値Aに既設風車の寄与値Bを加えた現況値Dと、現況値Dにさらに新設風車の寄与値Cを加えた予測値Eを比較しますと、増加分はいずれの地点でも8デシベル以下となっておりまして、予測値は超低周波音を感じる最小音圧レベルとされております100デシベルをいずれも下回る予測結果となっております。

続きまして、530ページをごらんください。

530ページ以降では、風車の影の日影図が掲載されています。既設風車との累積的影響を予測しておりますが、年間30時間を超える範囲や日最大時間が30分を超える範囲にかかっている住居は一つもないという予測結果となっております。

続きまして、635ページをごらんください。

現地調査での希少猛禽類の確認状況になります。対象事業実施区域及びその周辺で最も 多く確認されたのはクマタカでございまして、次いで多かったのはハチクマ、ハイタカと いう調査結果となっております。 636ページを見ますと、こちらには高度区分別の確認状況が示されておりますが、最も通過頻度の高かった高度は、いずれの希少猛禽類についてもブレード回転域の高度Mという調査結果となっております。

ここで、2分冊の2に移ります。

703ページをごらんください。

希少猛禽類の営巣地確認調査の結果が掲載されていますが、対象事業実施区域及びその 周辺で、クマタカ、ハチクマ、ハイタカといった希少猛禽類の営巣地が確認される結果と なっております。

続きまして、722ページをごらんください。

既設風力発電所における死骸確認調査の結果が掲載されていますが、年間6回の調査の うちの3回で計11個体の死骸が確認され、鳥類のバードストライクが3個体、コウモリ 類のバットストライクが8個体確認される調査結果となっております。

続きまして、774ページをごらんください。

希少猛禽類のハチクマへの影響予測ですが、既設風車との累積的影響を予測しております。希少猛禽類で既設風車の年間衝突個体数、それから、新設風車の年間衝突個体数を足した値が最大となったのはハチクマでございまして、球体モデルで見ますと、稼働年数20年換算で衝突個体数が4個体を上回るという予測結果となっております。

続きまして、1001ページをごらんください。

植物の重要な種の現地調査の結果になります。対象事業実施区域及びその周辺でノダイオウなどの11種が確認されておりまして、このうちの2種については一部の個体が改変区域内でも確認される調査結果となっております。

続きまして、1010ページをごらんください。

重要な植物群落の現地調査の結果になりますが、対象事業実施区域及びその周辺で植生 自然度9以上に該当する植物群落が確認されておりまして、このうち、ブナ群落の一部、 エゾイタヤーシナノキ群落の一部が改変区域内でも確認される調査結果となっておりま す。

次に、1035ページをごらんください。

外来植物の現地調査の結果になりますが、対象事業実施区域及びその周辺で特定外来植物のオオハンゴンソウ、指定外来種のフランスギクなど、計57種の外来植物が確認される調査結果となっております。

続きまして、1057ページをごらんください。

大径木に関する影響の予測結果となりますが、対象事業実施区域及びその周辺で胸高直径 6 0 センチメートル以上のブナやシナノキなどの大径木が確認されておりまして、その一部は改変で消失するが、可能な限り大径木の伐採を回避する環境保全措置を講ずることにより影響は低減されるといった予測結果となっております。

続きまして、1209ページをごらんください。

このページから1227ページにかけまして、主要な眺望点、日常的な視点場からの眺望景観の現状写真とフォトモンタージュによる将来の景観の予測結果が示されております。フォトモンタージュの写真が不鮮明でわかりづらいところもあると思いますが、場所によっては既設風車と新設風車の両方が視認されることが予測される結果となっております。

最後に、1228ページをごらんください。

主要な眺望点、日常的な視点場からの眺望景観への累積的影響の予測結果が示されております。新設風車の垂直見込角が小さいことなどから、影響は小さいといった予測結果となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、事業概要の説明とさせていただきます。

なお、1次質問につきましては、現在、事務局で検討しておりまして、でき上がり次第、 事業者側に回答を依頼して、次の審議会までに資料として取りまとめる予定にしておりま す。もしこの段階で委員の皆様から質問を希望されるものがありましたら、期間が短くて 恐縮ですけれども、来週中に事務局までご提出いただければと思います。

では、ご審議についてよろしくお願いいたします。

- ○池田会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。
- ○白木委員 図を見ると、基本的には林道沿いを利用していくというような形でつくって いくのですね。
- ○事務局(小峰主査) おっしゃるとおりです。
- 〇白木委員 この林道は、積雪期には除雪をされたり車両が通行したりすることはありま したか。
- ○事務局(小峰主査) 済みません、そこまでの確認はとれていません。
- ○白木委員 今までどういう形でこの林道を利用していたかに関係しますが、積雪期において、これまで除雪をせず、あいている期間だけ使っていたとしても、今まで通らなかったような車両が通行するなど、恐らく保守点検のために通行せざるを得なくなるでしょうから、今までとは状況が変わってくるのではないかと思って伺いました。
- ○事務局(小峰主査) 事業によって自然環境への影響が生じる可能性もあると思いますので、そのあたりの実情はどのようになっているかについて、事業者に1次質問で確認したいと思います。
- ○池田会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○玉田委員 猛禽への影響がすごく気になります。

今の説明で衝突確率の話があり、ハチクマが 0.04という数字だということでした。これだけでは何とも言えないのですが、703ページの営巣地の場所を見ると、ハチクマの巣が 1 カ所しか見つかっていないのですが、風力発電機を建てようとしているすぐ脇に巣があるということですね。1冊目の635ページを見ると、確認例数でいうと、クマタ

カのほうが300例と多く、ハチクマは184例しかないので、クマタカのほうがよく目につくけれども、巣そのものでいうと、クマタカも1巣しかなくて、事業地からは少し離れているから、モデルを組んでみるとこういう結果になったのだろうと思います。でも、この結果だけでは鳥がどういうルートを使ってどういうふうに飛翔していたかは読み取れないので、本当に大丈夫なのかなというのが気になります。

実際に、クマタカはこれだけの例数を見られているのに、どこを飛んでいて本当にぶつからないのか、あるいは、ハチクマがすぐ脇に営巣していて、物が建つことによって営巣そのものを放棄してしまうのではないかという可能性が出てくるのではないかと思います。

特に、ハチクマについては、本州から比べれば北海道では少ないと思います。道南はよくわからないので、何とも言えません。私もハチクマを北海道で見たことがないのでどういう状況かわかりませんが、多分、道南特有のものになってきていると思います。方法書でいうと、一番近いところは事業区域から外れるところですので、それも含めて、巣がこれだけ近くにあって事業をやってしまっていいのかがとても気になります。

お示しいただいた775ページからの表から始まって、推定の衝突個体数分布図など、いろいろと出ているのですが、実際に鳥がどういうふうに目撃されていたのかという生の情報を聞き出せるようなQアンドAをしてもらって、その中から本当に大丈夫なのかということを考えていくべきだと思います。

- ○事務局(小峰主査) おっしゃるとおり、ハチクマの営巣地の場所が風車の設置位置に近い場所にありますので、その状況も踏まえて、調査時の状況など、詳細を事業者からもっと引き出せるような質問をしていきたいと思います。
- ○池田会長 そのほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、1次質問等に続きますので、お気づきの点がありましたら来週中 に事務局までご連絡いただきますようにお願いいたします。

それでは、議事(3)に移ります。

議事(3)ですが、本日1回目の審議となります新苫前ウィンビラ発電所(仮称)環境 影響評価準備書についてです。

事務局から、事業概要について説明をお願いします。

○事務局(車田主査) 最初に、本風力発電事業のアセス手続の経緯についてご説明いた します。

本案件について本審議会にお諮りするのは、この準備書が初めてとなります。その理由ですが、本案件の方法書は6年前の平成24年3月に公告、縦覧が開始されており、当時は配慮書手続に係る制度がまだ施行されておりませんでした。また、当時は風力発電事業が環境影響評価法の対象事業とはなっておらず、本案件の方法書は自主的に作成されたものという位置づけとなっており、北海道としては、事業者から意見照会されていなかった

ことから、本審議会でのご審議はいただいておりませんでした。その後、平成24年10 月に風力発電事業が法対象に追加され、その経過措置として、さきに作成された方法書が 法に基づいた方法書とみなされているということになります。

続きまして、本準備書についてご説明させていただきますが、本準備書につきましては、 3日前の6月12日に公告及び縦覧が開始され、本審議会には翌日の13日付で諮問させ ていただいております。図書の縦覧は7月11日まで、一般意見の募集は7月25日まで となっております。

では、図書により事業計画の概要及び一部の環境要素についての予測結果などをご説明いたします。

事業者は、先ほどの上ノ国第二風力発電事業と同じく、電源開発株式会社です。

図書は同じく2分冊となっており、まず、2分冊の1の3ページをごらんください。

項目名としては2-1対象事業の目的になりますが、3 段落目及び4 段落目に記載のとおり、本事業計画は、平成1 2年度に運転開始した風力発電所である苫前ウィンビラ発電所の更新事業となっております。場所は、事業名にもありますとおり、留萌管内苫前町となります。

次に、31ページをごらんください。

表の上の段に既設発電所と更新後の発電機の概要が示されております。既設発電所は1,500キロワットタイプが5基、1,650キロワットタイプが14基の合わせて19基、一方、更新後では4,300キロワットタイプが8基となっておりますが、総出力は更新前後で変わらず、3万600キロワットとなっております。

次に、29ページをごらんください。

上段に風車のイラストがあります。記載はありませんが、左側の小さい二つが既設の風車、右の大きなものが更新後に予定されているものです。更新によりブレード上端の高さは約1.5倍の150メートル、ローター径は約2倍の130メートルとなる予定となっております。

次に、戻りまして、6ページをごらんください。

地図がありまして、黒色の実線で示されたエリアが対象事業実施区域です。また、区域内に白丸がありますが、こちらが既設風車のうち更新せずに撤去するもの、黒丸が既設風車の撤去後に全く同じ位置に新しい風車を建てるものです。

なお、対象事業実施区域の左側、海側にも白色や黒色の四角がありますが、こちらは隣接する他事業者の風力発電所で、昨年度、本審議会では、海側の発電所の更新事業であります新苫前風力発電所の準備書についてご審議いただいたところです。こちらの隣接事業については、昨年9月に本審議会の現地調査を実施しており、その際には、今回の本準備書の既設風車も視認できましたので、参加いただきました委員にはご記憶に新しいことと存じます。

このように更新事業が隣接するということで、本準備書では、一部の環境要素に関し、

現況と将来の2パターンの累積的影響についても予測されております。

隣の7ページには空中写真がありますが、風車が主に設置される尾根部は牧草地が中心 となっております。

次に、8ページをごらんください。

一番下に工事工程が示されておりますが、上が本事業、下が隣接事業のともに更新工事の工程であり、ごらんのとおり更新工事の時期が2事業で重複しておりますことから、工事に起因する影響についても累積的な影響が生じる可能性があります。

事業計画の概要のご説明は以上です。

次に、主な環境要素に対する影響の調査、予測及び評価の結果などについてかいつまん でご説明いたします。

大きく飛びまして、302ページをごらんください。

図は本事業及び隣接事業ともに更新した場合の発電機による騒音の寄与値をあらわした コンター図となっております。累積的影響を踏まえた結果となっており、この図に示され ている赤色の丸は住宅をあらわしております。

次に、306ページをごらんください。

将来の騒音の累積的影響の予測結果の表ですが、騒音レベル増加分という欄に記載のと おり、事業の更新による騒音レベルの増加分は0デシベルまたは1デシベルとなっており ます。

次に、381ページをごらんください。

こちらも本事業及び隣接事業ともに更新した場合の風車の影の累積的影響の予測結果であり、1年の間に風車の影がかかる時間を色別にあらわしたものです。

図の左側、事業区域西側の海岸に近い住宅の一部がさらに赤色の丸で囲まれておりますが、こちらが1年間に30時間未満という風車の影で一般的に参考とされる海外の指針値を超過すると予測される住居をあらわしたものとなっております。

ここからは、分厚いほうの2分冊の2でご説明いたします。

457ページをごらんください。

他の風力発電事業の準備書同様、本案件についても事業実施区域周辺における重要な鳥類の飛翔の状況を調査しており、457ページはその一例としてのマガンの結果となっております。線の数はさほど多く見えませんが、凡例にあるとおり、群れの通過も1本の線であらわしておりますので、見た目以上に鳥は飛んでおります。

次に、708ページをごらんください。

今見ていただきましたマガンに係る年間衝突回数の推定結果となっており、表の一番下にあるとおり、二つのモデルでやっていますが、環境省距離モデルで 0.27個体/年、球体モデルでは 1.6個体/年と推定されておりまして、この値は確認された重要な鳥類における推定値の中で最も高いものとなっております。

次に、855ページをごらんください。

植物ですが、事業実施区域及びその周辺では、ごらんの4種の重要な植物種が確認されておりますが、いずれも土地改変の区域外での確認となっております。

次に、869ページをごらんください。

同じく植物ですが、上の表の重要な植物群落としては、植生自然度9となりますカシワ 群落、ヤシダモ群落、ヤナギ高木群落の三つの群落が確認されておりますが、これらの群 落の部分については改変しない計画となっております。

最後に、生態系について、953ページをごらんください。

生態系の上位性注目種として、本準備書ではオジロワシを選定しており、ここでも同じく衝突個体数を推定しております。953ページは現在稼働している既設発電所における衝突個体数の推定結果ですが、環境省距離モデルですと0.144個体/年、飛翔ポテンシャル推定モデルという手法を用いた場合は0.519個体/年となっております。

一方、954ページに同じような表がありますが、今度は更新後の衝突個体数の推定結果です。数値的には先ほどご説明しました更新前の現在の推定と比較しまして5割から7割程度の減少と推定されるとの説明がなされております。

以上、雑駁でありますが、本準備書概要のご説明となります。

なお、本準備書に係る委員からのご質問については、次の審議会後にお願いする予定でおりますが、上ノ国第二同様、それ以前でも何かお気づきの点がございましたら、期限を設けてございませんので、随時、事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。 ○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 余り目を通す時間がなかったので、見落としているかもわかりませんが、騒音のところで残留騒音プラス5デシベルという環境省の指針について触れられていないように思います。あるいは、6年前の時点ではそういうことがなかったので、やらないで来てしまったのか、どちらなのか教えていただきたいです。

○事務局(車田主査) 委員ご指摘のとおり、記載がございません。推測ですが、昨年5月の環境省の指針は、その時点で既に方法書が出ているものはこれに従わなくても良いというものでして、本案件の方法書は6年前のものですので、恐らくタイミングの問題で指針を用いた評価をやられていないのかもしれません。ただ、その点については1次質問で確認させていただきたいと思います。

- ○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。
- ○白木委員 後ろのほうのオジロワシの飛翔ポテンシャルに基づく衝突確率のことです。 飛翔ポテンシャルに基づく年間衝突推定、飛翔頻度の推定、飛翔ポテンシャル等が図に 示されています。例えば、955ページでは、建てかえ前の現状での飛翔ポテンシャルに 基づく年間衝突個体数の推定結果が計算式に基づくポテンシャルを示しているということ です。

グリーンヒルと合わせ、今まで七、八個体の衝突が実際に起こっている場所ですが、そ

れの結果と照らし合わせてこの精度がどのぐらいかという検討がされていないのです。

私のほうでも多少データがあるのですが、ここでポテンシャルに基づいて推定された、特に赤くなっているところや青の濃いところ、沿岸部のほうが非常に高くなっているのですが、実際に起こっているのはここよりももう少し内陸側のほうなのです。この方たちとしてはどこで衝突事故が起こっているかを把握されているべきだと思いますので、まず、このポテンシャルの予想が当たっているかという自己評価はすべきかと思います。完全に読んだわけではないのですが、恐らくそのことはされていないと思います。

実際に起こっているものを必ずしも反映していない可能性のあるものを使って議論を進めていると考えられますので、それについても自己評価をしていくべきではないかと思います。

それから、細かいですが、この飛翔ポテンシャルを算出しているモデルで使われている 説明変数が幾つかあり、積雪期と非積雪期に分けてモデルをつくっています。例えば、9 13ページですが、非越冬期ということは繁殖期だと思いますが、既存風車からの距離と か風力発電機の在、不在によってそれが飛翔ポテンシャルにどうきいているかを検討して おります。

ただ、913ページでは、既存風車からの距離というところで、既存風車から二、三キロメートル離れたところで飛翔が多いというような形で説明変数を用いているのですが、既存風車から二、三キロメートル離れているということ自体がオジロワシの飛翔に影響しているということではないと思うのです。多分、二、三キロメートル離れたところが餌場になっているとか、それはほかの場所を読んでいくとわかるのですけれども、古丹別川という川がその範囲にある、あるいは、ワシが営巣している場所があるということなので、風車からの距離が影響しているのではなく、餌場が影響していると思います。

同様に、風力発電の在、不在ということに関しても説明変数として使っています。風車があればそこを避けるというようなことがあるとすれば、それを使うのは必ずしも間違っていないかもしれませんけれども、それによって飛翔ポテンシャル自体に反映されるものではないのです。

つまり、建てかえ前のポテンシャルというのは、今言ったような既存風車からの距離が 二、三キロメートル離れたエリアでは飛翔が多いというものが使われるのかもしれません。 新しい風車ができた場所から二、三キロメートルのところにたまたま餌場が同じような距 離内にあればいいのですけれども、それは直接的に説明するものではないので、ここでそ ういったものが使われるのがおかしいということです。

わかりにくいかもしれないのですが、説明変数として適切ではないと思われましたので、 事業者に聞いてみていただきたいと思います。

○事務局(車田主査) 二つご指摘いただきました。1点目は、飛翔ポテンシャルマップと実際に衝突の当てはまりがどうかということ、2点目は、モデルに用いたパラメーターの妥当性についてということで理解しましたが、委員のご指摘を整理し、1次質問に入れ

させてください。

- ○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。
- ○岡村委員 参考までに教えてください。

既設のものが19基あって、そのうちの8基を建てかえるということですね。でも、1基当たりの規模を大きくしているわけですから、新規でやろうとするともっと出力を出せると思うのですけれども、既存の出力と同じぐらいにしているというのは、送電網の関係で抑えているということなのでしょうか。今後、送電網が増強されるともっとやる可能性があるのか、どういうことなのかを教えてください。

○事務局(車田主査) 事務局でもそこまでの事情は理解しておりませんので、質問の中 で確認させていただくということでよろしいでしょうか。

恐らく、系統連系の関係で、更新前後で出力を変えられないのではないかと推測しているのですけれども、きちんと確認させていただきたいと思います。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 では、ほかにないようであれば、こちらも随時受け付けとのことですので、 前の案件と合わせて準備書が二つで大量になりますが、ごらんの上、1次質問に向けて加 えていただきたい項目がありましたら事務局へご連絡をお願いいたします。

それでは、これでこの案件についての審議は終了いたします。

これをもって本日の議事は全て終了いたします。

事務局から事務連絡がございますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局(武田主幹) 皆様、本日は長時間にわたるご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の審議会は、平成30年度第4回になりますが、7月18日の水曜日14時から、 北海道第二水産ビル3階3S会議室で開催する予定です。いつもの場所とは違うので、お 間違いないようお願いいたします。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よ ろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上